

○近畿地方整備局告示第110号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成26年6月9日

近畿地方整備局長 池内 幸司

第1 起業者の名称 兵庫県

第2 事業の種類 県道川西インター線新設工事（兵庫県川西市石道字西ヶ峰地内から同市西畦野字宮垣内地内まで、同市東畦野一丁目地内及び同市石道字才谷地内から同市石道字イクシ地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 兵庫県川西市石道字西ヶ峰、字小谷、字家ノ垣内、字久保ノ上、字下ノ町、字下ノ谷、字門田、字大苗代、字イクシ、字才谷、字丸山及び字梅木谷、西畦野字西山、字西林、字両貫及び字宮垣内並びに東畦野一丁目地内
- 2 使用の部分 兵庫県川西市石道字西ヶ峰、字小谷、字家ノ垣内、字久保ノ上、字下ノ町、字門田、字イクシ、字才谷、字丸山及び字梅木谷、西畦野字西山、字西林及び字両貫並びに東畦野一丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、兵庫県川西市石道字西ヶ峰地内から同市東畦野一丁目地内までの延長約3,280m及び同市石道字大ヶ原地内から同市石道字イクシ地内までの延長約335mを合わせた総延長約3,615mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道川西インター線新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道川西インター線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定に基づき兵庫県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定に基づき兵庫県が道路管理者となることなどから、起業者である兵庫県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、兵庫県川西市石道字西ヶ峰地内の県道川西篠山線との接続部を起点とし、同市東畦野一丁目地内の一般国道173号との接続部を終点とする延長約3,280mの一般道区間（以下「一般道区間」という。）と、同市石道字大ヶ原地内の新名神高速道路の川西IC（仮称）との接続部を起点とし、同市石道字イクシ地内の一般道区間との接続部を終点とする延長約335mのランプ区間（以下「ランプ区間」という。）を合わせた総延長約3,615mの主要幹線道路であり、川西市内を東西方向に結ぶ路線で、新名神高速道路の川西IC（仮称）にアクセ

スする唯一の幹線道路となっている。

川西市の存する阪神北部地域は、里山の森林や田園などの豊かな環境を有しているほか、多くの公園やキャンプ施設が整備されていることから、大都市圏近郊の身近なレジャースポットとしてたくさんの観光客が訪れる地域である。

しかしながら、本件区間に対応する市道283号、市道52号及び市道54号（以下「現道」という。）は、川西市内の主要な南北道路である県道川西篠山線及び一般国道173号を東西方向に結んでいるが、最小車道部幅員3mの狭小区間及び歩道未整備区間が存在するため、自動車の安全かつ円滑な交通及び歩行者の安全な通行が阻害されている状況にある。

また、川西IC（仮称）では5,700台／日の出入り交通量が見込まれ、現道において、交通混雑及び交通事故発生の危険性が予想される。

本件事業の完成により、良好な線形を有する一般道区間4車線及びランプ区間2車線の道路が新たに整備され、新名神高速道路の川西IC（仮称）へのアクセス道路として高速道路の効率的な利用促進が図られる。また、川西市内の主要な南北道路である県道川西篠山線と一般国道173号を東西方向に結ぶ幹線道路として、地域住民の利便性の向上と生活圏の拡大が図られる。さらに、自転車歩行者道が整備されることから、歩行者等の安全性が向上することとなる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気質に関して環境影響評価を実施した結果、振動及び大気質については環境基準等を満足するものと予測され、騒音については一部環境基準を超える値が予測されたが、排水性舗装を設置することなどにより環境基準を満足するものと評価されており、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサンショウクイ、カスミサンショウウオ及びスジシマドジョウ中型種、準絶滅危惧として掲載されているチュウサギ及びグンバイトンボ等が確認されている。このうち、オオタカについては、本件区間周辺の土地において営巣木が確認されているため、生息や繁殖に極力影響を与えないよう、工事の騒音・振動の軽減措置等を講じることとしている。グンバイトンボについては、工事で発生した濁水が生息環境に影響を及ぼす可能性があることから、濁水処理対策等を講じることとしている。その他の動物については、同様の生活環境が周辺に広くみられることから、影響は極めて小さいと予測されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているデンジソウ、準絶滅危惧として掲載されているカワヂシャが確認されている。このうち、デンジソウについては、生育地が本件区間から離れていることや生育環境が周辺に広くみられることから、影響は極めて小さいと予測されている。カワヂシャについては、生育地が橋梁部であり、河川の水際については、本件事業による生育環境の変化が小さいと考えられることから、影響は極めて小さいと予測されている。

また、これらの種について工事による改変箇所での生息及び生育が確認された場合は、専門家の指導及び助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、確認調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、新名神高速道路の川西 I C（仮称）へ安全かつ円滑にアクセスすること及び川西市内の主要な南北道路である県道川西篠山線と一般国道173号を東西方向に安全かつ円滑に結ぶことを目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づき、自転車歩行者道を備えた一般道区間4車線とランプ区間2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成7年7月14日に都市計画決定され、平成23年12月27日に変更決定された都市計画と、法面形状等を除き、基本的内容は整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、幅員狭小区間の存在により車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたしていること、歩道未整備区間の存在により歩行者等の安全な通行にも支障をきたしていること、新名神高速道路の川西 I C（仮称）の供用に伴う交通量の増加が見込まれていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、川西市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲

であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 兵庫県川西市役所